

第 4 章

災 害 復 旧 ・ 復 興 計 画

第1節 災害復旧・復興の基本方向

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に大規模災害の場合には、定めた基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うものとする。

復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、町内の推進体制を構築したうえで、必要に応じ、県、国及び他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、財政面の支援、その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。

さらに、被災者に対する適切な支援のため、そのニーズの把握に努めるとともに、関係機関に対して必要な支援や協力を求める等により、早期の復旧・復興を図るものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任は、町の管理に属するものは町において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧にあたるものとする。

2 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

(1) 河川

河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは海岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。

(2) 砂防施設

砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸

(3) 林地荒廃防止施設

山林砂防施設

(4) 地すべり防止施設

地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(5) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(6) 道路

道路法第2条第1項に規定する道路

(7) 下水道

下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5項に規定する都市下水路

(8) 公園

都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園または社会资本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園もしくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

3 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率のかさ上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

4 復旧計画

公共土木施設の災害復旧事業は、本計画の前記1～3にしたがってそれぞれ復旧計画を作成するものとし、これらの事業の早期復旧に努めるものとする。

第3節 農林水産業施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、土地改良区、農業協同組合、森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実状に応じ県営事業として施行するものとする。

2 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは、次のような施設である。

- (1) 農地：耕作の目的に供される土地。田、畠及びわさび田
- (2) 農業用施設：農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア かんがい用排水路、ため池、頭首工、揚水機
 - イ 農業用道路、橋梁
 - ウ 農地保全施設、堤防（海岸を含む。）
- (3) 林業用施設：林地の利用または保全上必要な公用施設であって、次のものをいう。
 - ア 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体または、その機関の維持管理に属するものを除く。）
 - イ 林道
- (4) 共同利用施設：農業協同組合、森林組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。
 - ア 倉庫
 - イ 加工施設
 - ウ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

3 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金のかさ上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

1 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得の被災者のために国からの補助を受けて公営住宅を整備する。

整備にあたっては、県、国及び関係機関と連携のうえ、被災状況に応じた工事計画、工事手法によるものとする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により公営住宅が滅失し、または著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修または公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と独立行政法人住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興融資を活用して復旧に努めるものとする。

(4) 住宅耐震化関連補助制度

耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、全市町村において住宅耐震化補助制度を受けることができる体制を整備する。

公営住宅関係住宅災害対策

	一般災害		激甚災害（本激）													
	要件	措置	要件	措置												
整備	<p>〈災害公営住宅整備事業〉 （公営住宅法第8条第1項第1号、第2号）</p> <p>1 減失戸数 ① 被災地全域で500戸以上 ② 1市町村の区域内で200戸以上 ③ 1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上</p> <p>2 火災による減失戸数 ① 被災地全域で200戸以上 ② 1市町村全住宅の1割以上</p>	<p>（公営住宅法第8条第1項） 減失戸数の3割を限度として、災害公営住宅の建設等に対する2/3補助。標準工事費は一般に準ずる。</p>	<p>〈罹災者公営住宅整備事業〉 （激甚法第22条）</p> <p>1 減失戸数（災害指定） ① 被災地全域で4,000戸以上 ② 被災地全域で2,000戸以上、かつ、1市町村で200戸以上</p> <p>2 減失戸数（地域指定） 1の①～③のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上または全住宅の1割以上</p>	<p>減失戸数の5割を限度として、罹災者公営住宅の建設等に対する3/4補助。罹災者公営住宅の借上げに係る住宅またはその付帯施設の建設または改良に対する2/5補助。</p> <p>※ 激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。</p>												
復旧	<p>〈既設公営住宅復旧事業〉 （公営住宅法第8条第3項）</p> <p>1 住宅の被害 1戸あたりの復旧費が11万円以上かつ、1事業主体の合計額290万円以上 (事業主体が市町村場合は190万円以上) 財務省協議による運用基準</p>	<p>（公営住宅法第8条第3項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">公営住宅または共同施設</th> </tr> <tr> <th>被害</th> <th>減失</th> <th>損傷</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>復旧</th> <th>再建</th> <th>補修</th> </tr> <tr> <td colspan="3">補助率1/2</td></tr> </tbody> </table>	公営住宅または共同施設			被害	減失	損傷	復旧	再建	補修	補助率1/2			<p>〈本激甚指定既設公営住宅復旧事業〉 公共土木施設災害復旧事業の見込額</p> <p>A 全国都道府県の市町村の当該年度標準税率収入総額の約0.5%以上</p> <p>B Aの見込額が0.2%以上、かつ、 (1) 都道府県負担見込額が当該年度標準税率収入の25%をこえる都道府県が1以上 (2) 市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税率収入総額の5%をこえる都道府県が1以上</p>	<p>補助率のかさ上げ (激甚法第3条)</p> <p>*局激の場合は、別途基準あり</p>
公営住宅または共同施設																
被害	減失	損傷														
復旧	再建	補修														
補助率1/2																

2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく国庫補助事業または単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

(1) 実施機関

公立学校施設の復旧は、町立学校にあっては町長が行うものとする。

(2) 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

(3) 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率のかさ上げ

ウ 地方債の元利償還金の地方交付税導入

エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

3 水道施設の復旧計画

水道施設の災害復旧は、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱に基づく国庫補助事業または単独事業として次により実施する。

なお、町が経営する水道事業体（以下「公営水道」という。）以外の水道事業体（以下「民営水道」という。）が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、公営水道と民営水道との事業統合を推進するものとする。

(1) 実施機関

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 復旧方針

原形復旧を基本とするが、再度の災害に対する強化を図るため、送水管・配水本管等については伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替えとともに、配水タンク等の池状構造物については必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確保に努めるものとする。

4 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業または県に復旧を要請する。

(1) 実施機関

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、県に実施を要請する。

(2) 復旧方針

再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともにこれら施設の早期完成に努めるものとする。

(3) 対象事業

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

5 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業及び町単独事業として、県、国及び関係機関及び被災文化財の所有者と連携して行うものとする。

第5節 被災者自立支援対策計画

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1 罷災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害程度の調査や罷災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罷災証明書を交付するものとする。

また、住家被害の調査や罷災証明書の交付担当課と応急危険度判定担当課とが非常時情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

3 義援金品配分計画

災害を受けた罷災者等に対する義援金品は、受領後罷災者に対し速やかに配分するものとする。

第6節 被災農林業の経営安定計画

災害復旧及び災害による経営資金の融資措置として、被災農林漁業者等に対しつなぎ融資の手段を講じるとともに、次のような融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

1 天災資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の発動に伴い、被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、経営資金などの融資を円滑に行うため、町は当該融資機関に対して利子補給及び損失補償を行い、被害農林漁業者等の経営の維持安定を図る。

2 日本政策金融公庫資金

(1) 災害復旧関係資金

農林漁業施設等の災害復旧について被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者等の組織する団体に対し、日本政策金融公庫業務方法書の定めるところにより融資を行う。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

被災農林漁業者に対し、経営再建費及び収入減補てん費の融通を行う。

第7節 雇用機会確保計画

1 計画の方針

地震等自然災害による被災住民が、速やかに再起できるよう、被災者に対する就職あつせん及び職業訓練対策を定め、被災者の生活の安定確保を図るものとする。

2 実施計画

- (1) 地震等自然災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、町の被災状況を勘案のうえ、熊本県公共職業安定所上益城出張所と緊密な連絡をとり、離職者の発生状況、求人求職の動向等の情報の通知を速やかに把握するとともに、他県との連絡調整、離職者の早期再就職へのあっせん及び職業訓練の受講勧奨に努め、その雇用の安定を図るものとする。
- (2) 離職者の早期再就職を促進するため、熊本県公共職業安定所上益城出張所の長を通じ、次の措置をとるものとする。
 - ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施
 - ウ 職業訓練受講、職業転換給付金制度活用等の指導強化
 - エ 被災離職者の職業訓練（委託訓練を含む）の実施

第8節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

